

開新高等学校

いじめ防止基本方針

1 基本理念

開新高等学校は、建学の精神を継承し、一技一能を身につけ、誠実勤勉誰からも信頼される産業人の育成をめざし、「自主独立・互尊協和・誠実勤勉」の校是を掲げその実践に努めている。

いじめは、重大な人権侵害であり、建学の精神から逸れるものという認識のもとに、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止、いじめの早期発見およびいじめへの対応について基本的な考え方や具体的な対応について文部科学省・熊本県教育委員会に示されたガイドラインに応じて定めるとともに、それらを実施するための体制について以下に定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下の様なものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれに、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られてたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさったり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止等に係る基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたり、本校生徒の実態把握の強化や生徒指導上の課題についての再確認を行い、組織的かつ計画的にいじめゼロの学校を構築するために、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図るものとする。

(1) いじめ問題への認識

いじめは全ての生徒に関係する問題であり、人間として絶対に許されない行為である。生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権に関わる重大な問題である。

(2) いじめ問題への指導方針

- いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立ち指導に当たる。
- 全生徒が、いじめを行わず、いじめが目前で起こっているにもかかわらず放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒に十分理解できるように根気強く指導する。

(3) いじめ問題への対応

- いじめ問題への対応は、本校における最重要課題の1つであり、一人の教員が抱え込むこ

となく、学校組織が一丸となって対応する。

いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が必要となるものがあることを十分に理解し、家庭と十分な連携を図りながら取り組む。

4 いじめ防止等の対策のための組織

本校にいじめ防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会、「いじめ防止等生徒指導委員会」を組織する。

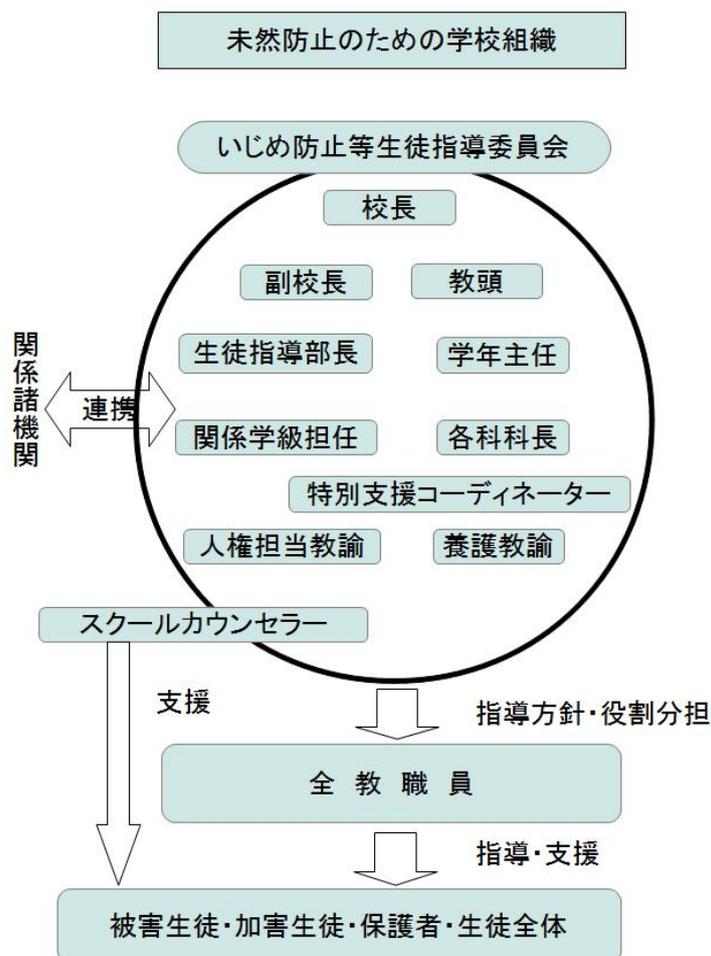
(1) 構成員

委員長を学校長とし、副委員長を副校長とする。

教頭、生徒指導部長、学年主任、各科長、関係学級担任、特別支援コーディネーター、人権担当教諭をもって構成する。

校長は、必要に応じて本校職員および心理、福祉等の専門家その他の関係者を本委員会に加える事ができる。

(2) 組織図



(3) 委員会の役割

委員会は、次の各項について円滑な実施について統括する。

- いじめ防止基本方針に従い、校内外に本校生が関与するいじめ問題を統括する
- いじめ未然防止
- いじめ問題の発覚の際、関係教職員の指導助言および対応
- いじめ対応後の経過観察
- 教職員の資質向上のための校内研修
- 年間計画の企画と実施
- 各取り組みの有効性のチェック
- いじめ防止基本方針の見直し
- いじめ相談・通報の窓口設置
- いじめ防止等に係る関係機関との連携
- 重大事案発生時の県および関係諸機関への連絡

5 いじめ防止等に関する措置

<いじめ防止>

常日頃からいじめについての理解を深めるために、教職員および生徒に対して、以下の□～のようないじめ問題についての基本的な認識を持たせる。

- いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、決して許されるものではない。
- いじめは人の心を踏みにじり壊してしまう愚かな行為である。
- いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に触れるものである。
- いじめは教職員の生徒感や指導のあり方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育のあり方に大きく関わりを持っている。
- すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるように、一人ひとりが他者を思いやり、相互に理解し、いじめをしない、いじめをさせない、いじめに負けないいじめを誘発させない集団作りにつとめるべきである。

<いじめの早期発見>

1 基本的な考え方

いじめの特性として、目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいの延長線上で行われたりするなど、気づきにくく判断しにくいことを認識し、ささいな言動に対して隠れているいじめの構図に気づく観察力といじめを軽視することなく積極的にいじめの認知に務めることが必要である。

2 いじめの早期発見のための処置

- 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査 年2回、個別面談)
- 生徒の言動に注視する。(個別ノート、ネットパトロール等)
- 保護者と情報を共有する。(通信物、電話等の定期連絡、家庭訪問、保護者会等)
- 相談窓口を周知する。(校長、副校長、教頭、生徒指導部、担任等)
 - 教育相談等で知り得た生徒の個人情報については個人情報保護法に沿って適切に管理する。

<いじめへの対応>

1 基本的な考え方

いじめが発覚した場合、いじめにあった生徒のケアが最優先され守り通すとともに、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し、当該生徒の人格の成長を旨として、当該生徒が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導に当たることが再発防止に大切なことである。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細に事実確認を行う。
- 教職員が一人で抱え込まず、速やかに科長・学年主任・生徒指導部長に報告し、いじめ防止等生徒指導委員と情報を共有する。
- 被害・加害の保護者への説明連絡については面談・家庭訪問により直接会ってより丁寧に行う。
- いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄の警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒を登校謹慎や家庭謹慎の処置を取り、いじめられた生徒が落ち着いて学校生活を送ることができるようや環境を確保し、いじめられた生徒に配慮した体制を整える。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家庭、地域の方々等)と連携して、委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を仰ぐものとする。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる生徒の事実確認の調書を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮を行う。
- いじめが重大な問題であること、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的解決を図る。

5 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これらの重大事態については本位委員会が中核となって、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同じような事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。同時に県および関係諸機関への連絡を行い、指導助言を得る。

